

新商品「やまぼうし」発売のお知らせ

～「はなみずき」の保険期間が満了するお客さまのための専用商品～

みどり生命保険株式会社(社長 齋藤 斎)は、平成30年11月から保険期間満了を迎える「はなみずき」^(注1)にご加入いただいているお客さまのために、「はなみずき」の保険期間満了日の翌日から医師の診査や健康告知なし(以下「無選択」といいます。)で、「はなみずき」の保険期間満了日の死亡保険金額を限度として、一生涯の死亡保障をご提供できる「やまぼうし」^(注2)を開発しました。

(注1) 正式名称:無選択型生存保険金付定期保険

(注2) 正式名称:無選択型終身保険(無選択型生存保険金付定期保険引継用)

1. 開発の背景

平成20年10月に営業開始した弊社が最初に販売した商品である「はなみずき」は、平成30年11月から保険期間満了を迎えます。

「はなみずき」にご加入いただいているお客さまは、保険期間が満了すると、その後、新たなご契約にご加入されない限り死亡保障はなくなります。

この場合、死亡保障を確保するために新たなご契約に加入申込みをされても、60歳以上の年齢層では一般的に有病率が高くなるため、医師の診査を受けたり、健康告知をすると新たなご契約をお引き受けできないケースが多くなります。

また、無選択型保険の場合、当社商品を含めて一般的には契約日から一定期間は病気による死亡保障を既払込保険料相当額に抑えているため、新たなご契約にご加入いただけたとしても、ご加入当初から「はなみずき」と同水準の死亡保障を確保いただくことが困難な状況となります。

このような状況から、「はなみずき」にご加入いただいているお客さまの利便性向上およびニーズに即した商品をタイムリーにご提供するため、無選択でご加入当初から「はなみずき」と同水準の死亡保障を一生涯にわたってご提供することができる「やまぼうし」を開発いたしました。

2. 商品の概要

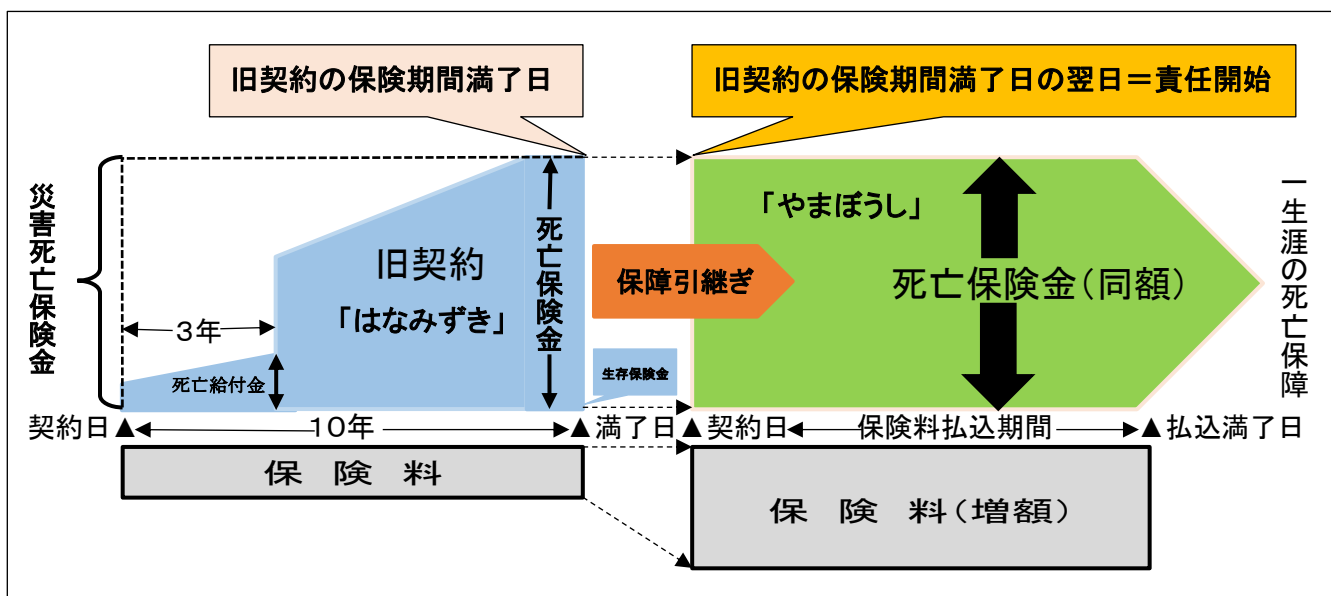
- (1) 本商品は、「はなみずき」の保険期間が満了するお客さまのための専用商品です。
- (2) 本商品にはお申込期限^(注3)があります。お申込期限経過後は、本商品にはご加入いただけません。
- (3) 「はなみずき」の保険期間が満了する場合に、「はなみずき」の保険期間満了日の翌日から一生涯にわたって死亡保障^(注4)をご提供します。
- (4) ご加入に際して、医師の診査や健康告知の必要がない無選択型保険^(注5)です。
- (5) 本商品の死亡保険金額は「はなみずき」の保険期間満了日の死亡保険金額が限度となります。

(注3) お申込期限:「はなみずき」の保険期間満了日の属する月の前月10日(10日が土・日・祝日の場合は、その直前の営業日)までです。

(注4) 死亡保障:被保険者がお亡くなりになった場合に死亡保険金をお支払いします。

(注5) 無選択型保険:選択型保険に比べて保険料が割高になっています。

3. 商品のイメージ図 (注6)



(注6) 上記イメージ図は「はなみずき」の保険期間満了日の死亡保険金額と「やまぼうし」の死亡保険金額を同額にして保障引継ぎした場合です。

4. 発売時期

契約日が平成30年11月27日以降となるご契約から販売いたします。なお、現在「はなみずき」にご加入いただいているお客さまには、平成30年7月中旬から「やまぼうし」に関するご案内を差し上げる予定です。詳しくは、最寄の当社代理店にお問い合わせください。

以上